

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第2号

答申番号：平成28年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

前回と比べても症状の軽減がみられていないにも関わらず、障害の軽減により非該当とされることは事実と異なり、異なる事実を基になされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は違法不当である。

(2) 処分庁の主張の要旨

特別児童扶養手当認定診断書において、IQが57で判定が「軽度」とされていること、「問題行動及び習癖」の具体的内容については、「随時一応の注意が必要」とされる「要注意度」の状況等から、「日常生活に著しい制限を受ける又は加える」ほどの「不適応な行動」とまではいえないこと、また、「日常生活能力の程度」が「自立」又は「一部介助」とされていること等を総合的に検討した結果、「障害非該当」と判定し、原処分を行ったところであり、処分庁としては、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、特別児童扶養手当障害程度認定基準に照らし合わせて、適正な判断を行っている。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 症状の軽減がみられていないのに非該当とされることは違法、不当であるとの請求人の主張については、障害の認定において、過去の障害の状態と現在の障害の状態の比較を行うことは手続上求められてはおらず、その認定は、同診断書に基づき、総合的になされるものであるところ、原処分は、前記(1)のとおり、適正になされたものといえるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日及び同年9月29日の審査会において、

調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分的前提として、嘱託医は、その医学的・専門的見地から、特別児童扶養手当認定診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められない。

そして、嘱託医の判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美